

**「NTT 東西の活用業務に関する」地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保  
に支障のない範囲内」についての考え方【NTT 東西の活用業務に係る公正競争ガイドライン】  
新旧対照表**

(下線を付した部分は改正部分)

改正後	現 行
<p><b>I ガイドラインの目的</b></p> <p>(1) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT 法」という。）<u>第 2 条第 6 項</u>の規定に基づき、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」という。）は、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、事前の届出により、同社が地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務（以下「活用業務」という。）を営むことができる。</p> <p>(2) NTT 東西が届け出る活用業務は、<u>NTT 法第 2 条第 6 項</u>の規定により、「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」に限り営むことが認められているものであり、総務大臣は、活用業務がこの範囲内で営まれると認められない場合には、同法第 16 条第 2 項に基づき、NTT 東西に対し、これを是正するために必要な命令をすることができる。</p> <p>[ (3) 略 ]</p> <p><b>II 活用業務の届出</b></p>	<p><b>I 【同左】</b></p> <p>(1) 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号。以下「NTT 法」という。）<u>第 2 条第 5 項</u>の規定に基づき、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT 東西」という。）は、地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で、事前の届出により、同社が地域電気通信業務等を営むために保有する設備若しくは技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務（以下「活用業務」という。）を営むことができる。</p> <p>(2) NTT 東西が届け出る活用業務は、<u>NTT 法第 2 条第 5 項</u>の規定により、「地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内」に限り営むことが認められているものであり、総務大臣は、活用業務がこの範囲内で営まれると認められない場合には、同法第 16 条第 2 項に基づき、NTT 東西に対し、これを是正するために必要な命令をすることができる。</p> <p>[ (3) 同左 ]</p> <p><b>II 【同左】</b></p>

(1) NTT 東西は、活用業務を営もうとする場合には、NTT 法施行規則第 2 条の 4 に基づき、当該業務を開始する日の 30 日前までに、次の事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

[①～⑦ 略]

[(2) 略]

(3) 総務大臣は、NTT 法施行規則第 2 条の 5 に基づき、届出書に記載された事項をインターネットの利用等の方法により公表する。ただし、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、この限りではない。

### Ⅲ 活用業務を営むことができる範囲についての具体的な考え方

NTT 法第 2 条第 6 項では、NTT 東西の活用業務は、次の 2 つの要件を満たすことが必要であるとされている。

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること |
| 2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること |

[1・2 略]

### Ⅳ 総務省による検証等

[(1) 略]

(2) 具体的には、電気通信事業分野における市場検証の枠組みの中で、認可業務に係る認可の条件及び NTT 東西が公正競争を

(1) NTT 東西は、活用業務を営もうとする場合には、NTT 法施行規則第 2 条の 2 に基づき、当該業務を開始する日の 30 日前までに、次の事項を記載した届出書を総務大臣に提出しなければならない。

[①～⑦ 同左]

[(2) 同左]

(3) 総務大臣は、NTT 法施行規則第 2 条の 3 に基づき、届出書に記載された事項をインターネットの利用等の方法により公表する。ただし、公にすることにより、特定の者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報については、この限りではない。

### Ⅲ [同左]

NTT 法第 2 条第 5 項では、NTT 東西の活用業務は、次の 2 つの要件を満たすことが必要であるとされている。

- |                                 |
|---------------------------------|
| 1 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障のない範囲内であること |
| 2 電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内であること |

[1・2 同左]

### Ⅳ [同左]

[(1) 同左]

(2) 具体的には、平成 19 年度より運用されている競争セーフガード制度<sup>10</sup>の枠組みの中で、認可業務に係る認可の条件及び

確保するために届出書において講ずることとした措置の有効性・適正性を検証するとともに、当該措置の遵守状況を検証する。

[ (3) ・ (4) 略 ]

(5) また、本ガイドラインは、現時点において想定される範囲内で、NTT 東西が活用業務を営むに当たり、公正競争確保上講ずべき各種措置等についての考え方を明らかにしたものであるが、市場環境の変化に伴い、NTT 東西が講ずべき措置についても変化していくことが考えられる。

このため、総務省においては、市場等の状況を注視しつつ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行うこととする<sup>10</sup>が、その際はパブリック・コメントを招請することとする。

## V その他

本ガイドラインは、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 30 号）の施行の日から運用することとする。

**(別紙) NTT 東西が活用業務を電気通信事業の公正な競争の確保に支障のない範囲内で営むために講ずべき措置**

[ 1 ~ 4 略 ]

5 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

NTT 東西は、活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにすること。

NTT 東西が公正競争を確保するために届出書において講ずることとした措置の有効性・適正性を検証するとともに、当該措置の遵守状況を検証する。

[ (3) ・ (4) 同左 ]

(5) また、本ガイドラインは、現時点において想定される範囲内で、NTT 東西が活用業務を営むに当たり、公正競争確保上講ずべき各種措置等についての考え方を明らかにしたものであるが、市場環境の変化に伴い、NTT 東西が講ずべき措置についても変化していくことが考えられる。

このため、総務省においては、市場等の状況を注視しつつ、必要に応じて本ガイドラインの見直しを行うこととする<sup>11</sup>が、その際はパブリック・コメントを招請することとする。

## V [同左]

本ガイドラインは、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から運用することとする。

**(別紙) [同左]**

[ 1 ~ 4 同左 ]

5 不当な内部相互補助の防止（会計の分離等）

NTT 東西は、活用業務と独占的な既存の業務との間の内部相互補助を厳格に防止するために会計を分離するとともに、両者の間のコスト配分の考え方を明らかにすること。

会計の分離に当たっては、電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）に準じた配賦計算により分計することを基本とすること。

また、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く。）の合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されていないことを客観的に検証可能とすること。

なお、NTT 東西が活用業務に係る営業活動等<sup>11</sup>を子会社等に委託する場合にあっては、当該営業活動等に係る費用の配賦の考え方を明らかにすること。

[6・7 略]

[1~5 略]

6 この他、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（平成 18 年 5 月公正取引委員会・総務省）においては、「電気通信事業法上問題となる行為」として、例えば、次のような行為を列挙している。

(1) 他の電気通信事業者との接続に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報を、当該情報の本来の利用

会計の分離に当たっては、電気通信事業会計規則（昭和 60 年郵政省令第 26 号）に準じた配賦計算により分計することを基本とすること。

また、活用業務に係る利用者料金がネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要する費用を除く。）の合計額を下回るなど競争阻害的な料金で提供されていないことを客観的に検証可能とすること。

なお、NTT 東西が活用業務に係る営業活動等<sup>12</sup>を子会社等に委託する場合にあっては、当該営業活動等に係る費用の配賦の考え方を明らかにすること。

[6・7 同左]

[1~5 同左]

6 [同左]

(1) 他の電気通信事業者との接続に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報を、当該情報の本来の利用

目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること (P. 20 第 1 の 3(2) エ①)。

(2) 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること (P. 37 第 3 の 3(1)イ(7) f ③)。

[7~9 略]

[削る]

10・11 [略]

目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること (P. 16 第 1 の 3(2) エ①)。

(2) 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること (P. 31 第 3 の 3(1)イ(7) c ③)。

[7~9 同左]

10 「競争セーフガード制度の運用に関するガイドライン」(平成 19 年 4 月 18 日公表) 参照。

11・12 [同左]